

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年5月21日

島根県知事 丸山 達也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度（2024年度）島根県政世論調査業務
- (2) 業務内容 満18歳以上の島根県民2,000人を対象とした郵送法による意識調査
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年12月27日まで

2 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(7)までのすべての項目に該当することが必要である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させていないこと。
- (6) 島根県内に事業所を有し、当該事業所に業務責任者並びに調査及び集計・分析の業務に従事する者がいること。
- (7) 過去5カ年（令和元年度～令和5年度）において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）及び地方公共団体と下記種類及び規模と同程度以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。
 - ①個人を対象にした郵送法による調査であること
 - ②層化無作為抽出法により抽出した2,000サンプル以上の調査（抽出作業を含むこと）

4 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県政策企画局広聴広報課県民対話室
電話0852-22-5770

5 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和6年5月21日（火）から令和6年5月31日（金）までの間、上記4の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）
また、県ホームページでも閲覧、ダウンロードが可能。

6 入札説明会

実施しない

7 入札参加資格確認に係る提出書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ①誓約書
 - ②委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
 - ③履行実績を証明する書類として契約書、仕様書等の写し
 - ④島根県税納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ⑤税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ⑥3の(6)に該当することが確認できる書類（登記事項証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）、業務従事者一覧表（任意様式））
- (2) 申請書提出方法
- ①申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。
 - ②提出期限までに郵送又は持参する。
 - ③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ④提出された書類は、返却しない。
 - ⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (3) 申請書及び添付書類の提出期限及び場所
- 提出期限：令和6年5月31日（金）午後5時まで
- 提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局広聴広報課県民対話室
電話0852-22-5770

8 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果は、令和6年6月4日（火）午後5時まで通知する。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年6月6日（木）午後1時30分から
- (2) 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階602会議室

10 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

12 契約書作成の要否

要する。

13 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 その他

(1) 入札の制限

郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(3) 入札についての問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局広聴広報課県民対話室
電話0852-22-5770 FAX0852-22-6025 担当：錦織

(4) その他

- ① 島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。
- ② 詳細は、入札説明書による。